

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年6月16日（金曜日）		
開 会	午前11時39分	閉 会	午後0時06分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、 伊藤 幾子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	玉木 裕一		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子 調査係主任 萩原真智子		
出席説明員	<b>【総務部】</b> 総務部長 乾 秀樹 総務課課長補佐 蔵増 彩 <b>【総務部 税務・債権管理局】</b> 税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 市民税課課長補佐 谷本 泰志 <b>【企画推進部】</b> 企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前11時39分 開会

### 【総務部】

◆砂田典男委員長 はい。それでは、全員そろいましたから、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、初めに、総務部先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて、企画推進部先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行います。

まず、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。はい、総務部長、乾でございます。本日、総務企画委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。総務部、税務・債権管理局の案件として、1件先議の案件でございます。鳥取市税条例の一部改正ということで、御審議をお願いするものでございます。これは、地方税法、施行日が7月1日ということになっておりますので、その関係での先議という扱いをお願いしたいと思っております。詳細につきましては、税務・債権管理局のほうから御説明申し上げたいと思っております。どうぞよろしく御願申し上げます。

**議案第 67 号鳥取市税条例等の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）**

◆砂田典男委員長 それでは、議事に入ります。議案第 67 号鳥取市税条例等の一部改正について、執行部、説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。議案第 67 号鳥取市税条例の一部改正でございます。付議案のほうは5ページ、資料のほうは2ページからということになりますので、御覧いただきたいと思っております。では、資料のほうに沿って御説明いたします。

まず、1番、改正の目的でございます。先ほど申しましたとおり、地方税法の一部改正等に伴いまして、本市市税条例の一部を改正させていただくというものでございます。

2の改正の内容でございます。（1）といたしまして、令和6年度から、国の森林環境税、こちらが導入されることとなります。この森林環境税につきましては、個人住民税の均等割と併せて、1,000円を賦課徴収するというものとなります。ちなみに、現在、この均等割におきましては、東日本大震災を踏まえまして、県市町村の実施する防災・減災の費用確保のため、この1,000円が上乘せされてございますが、これが令和5年度で終わるということとなりますので、納税者の皆さんの負担に変わりはないというものでございます。この森林環境税、こちらの導入に当たりまして、納税通知書、給与所得等に係る住民税の特別徴収等、こういったものに関しまして、規定の整備を行うものでございます。

（2）番でございますが、給与所得者の扶養親族の申告書、こちらにつきまして、前年と変わりが無いというものは、記載を簡素化できるということになりましたので、所要の整備を行うというものでございます。

（3）でございます。こちらは、道路交通法の改正によりまして、原動機付自転車について、一定の基準を満たすものは、特定小型原動機付自転車という位置づけがなされるということとなります。

こちらは、資料のほう、15ページ御覧いただきたいと思っております。横長カラーのものがございます。この特定小型原動機付自転車という区分の新設ということで、資料の黄色の部分でございます。時速、車体の大きさ等、一定の基準のものが、この区分に該当するというものでございます。この規格内における電動キックボード、これもこの対象となりまして、軽自動車税の種別割2,000円ということとなるんですけども、この下のほうに記載ございます、このミニカ

一においても、この特定小型原動機付自転車、こちらの要件に該当するものは、同様の扱いということとなることとなりますから、条例の改正を行うというものでございます。なお、この特定小型原動機付自転車の標識ですけれども、交付することとなりますが、資料右下のほうにちよっと図をつけてございます。国からの通知に従いまして、現行のものより小さな寸法のもの、これを交付する予定としております。

続きまして、（４）番でございます。こちらは、燃費・排ガス基準におきまして、一定の基準を満たす環境に配慮した車種、こちらについては、軽自動車税の優遇措置がございます。しかし、メーカー側が、そうした基準について、その試験を、不正あるいは偽りの手段で通して、国土交通大臣の認可を受けた場合、こうした措置はなくなります。その際、本来の付すべき額と税額に差が生じることとなりますけれども、これは、メーカー側が負担するという事となっております。そこに係る納付加算の割合、税制上の再発防止策ということなんですけれども、現行の10%から35%、こちらに引き上げる法改正がなされたということから、所要の整備、行うものでございます。

（５）番目といたしまして、条項のずれや、文言の整理等、所要の整備を行うものでございます。

3の施行日等でございます。上記の2、（3）の軽自動車税の特定小型原動機付自転車に関するもの、こちらが、令和5年7月1日の施行となります。（1）番、森林環境税、軽自動車税の燃費・排ガス性能の不正に係る納付加算、こちらの割合に関するものにつきましては、令和6年1月1日、（2）番の給与所得者の扶養親族等の申告書に関するもの、こちらにつきましては、令和7年1月1日からの施行ということとしております。

また、所要の経過措置を規定させていただいております。説明につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

それでは、議案第67号鳥取市税条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様からの質疑ございますか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。森林環境税のことなんですけれども、今、東日本大震災の復興税っていうことで、1,000円っていうことで、金額は変わらないと言われたんですけども、今、非課税世帯は、引き続き、いろいろ収入の加減があるんでしょうけど、条件としては変わらないということですか。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。森林環境税に関する法律でのその非課税の基準と、今の鳥取市の市税条例の基準、地方税法に伴う、地方税法、市税条例の基準におきましては同じでございますので、非課税基準は変わることはございません。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か質疑はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 原動機付自転車のミニカー区分というんだけど、具体的には、どういう車両が

これに該当しますか。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。資料の15ページ、ミニカーの中で、その要件を満たすものが、三輪以上で、この排気量50cc以下、それで、車室を備えて、こう幅が50センチを超えるというようなものがミニカーの区分なんですけども、この特定小型原動機付自転車というのは、電動、電動のものに該当しますので、まず電動であって、それで、車幅が50センチを超えとつても、60センチ以下であれば、その特定小型、該当するという形になります。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それは分かるんですけども。じゃあ、具体的にどういう車がついてというのは、それは、例えばね、老人車なんかありますやん。ああいったものも、要するに四輪で、この総排気量、これ、0.25キロワット、0.6ちゅうのは、ちょっとよく分らないんですけども、そういったものが対象になるのか、さっき、電動キックボードの話もちらっと出たんですけど、これは二輪車だからなりませんわね。だから、今、実際に、その走ってる車で、そういったものがあるかないのか。要するに、新しく、自分で勝手に、それこそそういったものを造って、それがこうですよということになるのか、今、市販でそういう車があるかないのか、そのことがちょっと確認したいんです。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。この規格につきましては、国土交通省で型式が認証されるものが公開されるということをございまして、それに伴って登録させていただくということとなるんですけども、先ほど、委員おっしゃったように、どういった車種、ものかかっていきますと、例えば、こう四輪であっても、この幅が狭くて、一人乗りで、電動で、長さも1.9メートル以下っていうものであれば、それで、スピードも20キロ以下と、最高速度が。そういったものであれば、ちょっとどういったメーカーで、どういったものがついてというのは、把握はしていませんが、そうしたのも対象になるという形になります。

◆上杉栄一委員 分かりました。ゴルフ場を走ってる、いわゆる電動カート、ああいったものが、例えば公道で走るっていう場合には、ナンバーつけて、陸運局の許可もらってっていう話ですね。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。カートみたいなもので、その規格に合えば、こちらの型式等が公開されておれば、それに伴って、標識、ナンバープレートを交付させていただいて登録させていただくという形になります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、以上で討論を終結します。

これより、議案第67号鳥取市税条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで総務部を終わります。ありがとうございました。

### 【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思えます。

○塩谷範夫企画推進部長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。企画推進部の塩谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、先議ということで、総務企画委員会を開催いただきましてありがとうございます。

先議のほうは、議案第85号工事請負契約の締結についてでございます。議案第85号は、鳥取市ケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事、国府町西部、それから河原町の工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものでございます。こちらのほうの請負契約、鳥取市所有ケーブルテレビ設備の老朽化及び高速化対応のため、光ファイバーによる超高速通信網整備を、放送・通信一体で行うものでございます。詳細につきましては、関係課長のほうから御説明のほうを申し上げます。

それから、また、4月に人事異動がございまして、企画推進部に配属されております職員のうち、本日、出席者につきまして、自己紹介のほうをさせていただきたいと思えます。

それでは、順番にさせていただきます。改めましてですが、4月の人事異動で、企画推進部長を拝命いたしました塩谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上田貴洋政策企画課長 はい。続きまして、昨年までは、デジタル化推進室でお世話になりました。4月から、政策企画課長を拝命しました上田でございます。よろしくお願ひいたします。

○酒本晶恵政策企画課課長補佐 はい。続きまして、4月1日付で政策企画課課長補佐を拝命いたしました酒本と申します。よろしくお願ひいたします。自己紹介は以上となります。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。本日の出席者の異動につきましては、3名ということですが、

それでは、本日の審議のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 議案第85号工事請負契約の締結について（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議事に入ります。議案第85号工事請負契約の締結について、執行部、御説明をお願いいたします。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。では、私のほうから、議案第85号工事請負契約の締結につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。本議案は、令和5年2月補正で議決後、令和5年度に繰越事業として進めてまいりました、国府西部・河原町のケーブルテレビの光化の工事請負契約の締結につきまして、規定に基づき、議決をいただくとするものでございます。説明資料は、付議案の45ページと、付議案説明資料の2ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず、付議案のほうを御覧いただきたいと思っております。本契約の目的でございますが、鳥取市ケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事の施工のため、鳥取市国府町西部、それと、河原町の工事場所に契約するものでございます。

契約金額は、11億2,970万円で、NTTビジネスソリューションズ株式会社鳥取ビジネス営業部を相手方といたしまして、随意契約により、契約締結をするものとなります。

工事概要につきましては、説明資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、付議案等説明資料の2ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

では、御説明いたします。工事概要でございます。エリアは、先ほど言いました国府町と河原になりますが、資料の中段、右端に記載の集落というのが、実際の該当の地域になります。

整備内容でございますが、大きく分けて3種類の工事をやらせていただくことになっておりまして、まず、1つは、電柱に乗っている有線テレビケーブルを、光ケーブルに敷設替えをするというもので、光ケーブルの規模は、約106キロにわたって工事をしていくこととなります。

2つ目となります。国府町と河原に、サブセンターという中継局がございますが、その放送通信機器につきまして、光化対応を行うものとなります。

それと、あと、3つ目といたしましては、ケーブルテレビの既に参加をいただいている御家庭の中の宅内設備につきまして、光化の対応工事を行うこととしておりまして、その規模は、2,826件を今のところ予定をしておるところでございます。

基本的には、令和4年度にも、同種の工事を気高北部で行わせていただきましたけれども、工事と工種につきましては、ほぼ一緒ではございますが、気高北部と比較した大きな差でございますが、これは工事規模でございまして、伝送路距離が気高の約2倍、それと、宅内工事件数で、約1.5倍という大きな工事になっております。

工期につきましては、繰越予算という関係もございまして、令和6年3月31日の約9か月半の間に行う必要がございます。

2のこれまでの経過でございます。令和5年2月議会におきまして、補正予算の議決をいただいた後に、3月31日に、国庫補助の交付決定のほうをいただきました。その後、契約事務のほうを粛々と進めさせていただきまして、4月28日に、工事の仮契約の締結をさせていただいております。

このたび、先議のほうをお願いいたしました理由でございますが、可能な限り、最短のスケジュールで事務を進めてきたところではございますけれども、このたび先議といたしましたのは、先ほど言いました工事規模というものを勘案いたしますと、工期、それと人員、材料の確

保といった観点で、可能な限り、早期の着手をさせていただきたいというふうなことがございまして、先議のほうをお願いした所存でございます。

今後のスケジュールですが、このたび議決をいただくことができましたら、その後に速やかに設計を進めてまいることと、あと、宅内工事に係る地区説明というものをしっかりとさせていただきまして、7月には現場工事が、現場作業のほうが始められるよう、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

それでは、議案第85号工事請負契約の締結についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。今後のスケジュールのどこなんですけど、さっき、議会で議決後、設計に速やかになって言われたんですが、4月28日に、一応、仮契約が結ばれてて、本契約って結ばないものなんですか。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。本契約につきましては、この議会の議決、承認をもって本契約というふうに変わりますので、それをお待ちしてるような状況でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 だから、その4月に結んだ仮契約っていうのが、議決をもって本契約になるっていうことなんですね。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。

◆西尾彰仁委員 ちょっとすみません、はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっと分からないというか、今回のこの工事によって、耐災害性強化ということなんですけども、ケーブルから光ケーブルに替えるっていうのが、この耐災害性になるのか、その辺をちょっと教えていただけないでしょうか。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。このたびの目的であります耐災害性でございますが、ここで目指すものですが、実は、以前というか、今張られてますケーブルっていうのは、同軸という金属ケーブルを用しておりますことと、あと、その伝送路の中継に、アンプという機械が、電気を使う機械があるんですけども、実は、そこが、よく雷とか、そういったもののときに、落雷によって破損するというようなことが常に生じておりまして、その辺りが、このたびの光化によりまして、そういった電気を使う機材というのが、

電柱上になくなるということがありますて、そういった雷対策という意味での耐災害性は上がるものというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆上杉栄一委員 はい。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、繰越予算で、今年度、この事業にかかるということで、非常にタイトな期間がね、ということで、教えてほしいんだけど、いわゆる繰越予算で、今年度、3月末までの工事完了という格好になってるんだけど、仮に工事が、次の年にまで、また引き継ぐようなことになった場合に、債務負担行為かなんか、これ、きっと、この分にはかけてるんかいな。じゃなしに、ちょっとよく分からんだけど、その辺り、その繰越しの予算で、今年度の事業で、これが年度内にできなかった場合、どういうふうな対応になりますか。教えてください。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。工事ができなかった場合のその後の対応ということでございますが、なかなか全国にも事例はないというふうに聞いておりますけれども、今聞いておりますのが、実際に、不測の事態が起きてできなかったという場合には、事故繰越しという形で、また繰越しするという制度はあるようですけれども、何とか、このたびの工事につきましては、そうならないように努めてまいりたいと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 だから、仮に、年度内までに工事完了でなかった場合には、その事故繰越しという、たまに聞くのは、事故繰越しというやつがあるんだけど、それで、それこそ次年度に工事を続けるしかないということで、ペナルティーか何かありますか。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。ペナルティーについては、ちょっとすみません、確認もさせていただいてないというのが、今の状況でございますが、過去の事例とかを総務省のほうに聞く限りでいきますと、ちょっとそういったことは発生してないような形では聞いております。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 よろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。契約金額の件なんですけども、2月補正の段階で御説明のあった金額は、たしか11億6,000万、6,700万あったと思うんです。それが、このたび11億2,900万ということで、三千五、六百万ほど下がってるというふうなところの中で、一方では、今の山根課長様の説明された契約では、随意契約というふうな内容もあったものですから、最初は請差なのかなって思ってたところもあったんですけど、これは、何か下がった理由といたしますか、分



かりましたら教えてください。お願いします。

○山根寿彦情報政策課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。このたびの工事契約の締結におきましては、随意契約というか、1者の対象での話にはなったんですけども、このたび、そもそも基本契約で積算しておりました工事金額につきまして、コンサルのほうとか、我々の設計の中において、再度、間接費等を精査して、その後に見積合わせというのをさせていただいております。そのときにやりました見積合わせにおきまして、工事業者さんのほうから提示されたのが、この金額でございますので、一応、請差という形にはなっとなるかと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第85号工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時06分 閉会

# 令和5年6月定例会 総務企画委員会

## (議案審査)

日時：令和5年6月16日(金)  
議会運営委員会終了後  
場所：本庁舎7階第2委員会室

### 総務部

#### ◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第67号 鳥取市税条例等の一部改正について

### 企画推進部

#### ◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第85号 工事請負契約の締結について